

社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会 ふれあいいきいきサロン推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の中で、住民同士の仲間づくりや介護予防に効果のあるふれあいいきいきサロン事業を積極的に実施することにより、孤立しがちな高齢者、障害者、子育て中の親等と地域住民とのつながりを深め、生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進を目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、高砂市社会福祉協議会小地域福祉部会（以下「部会」という。）とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の者とする。

- (1) 高齢のため、外出する機会や人と交流する機会の少ない方
- (2) 障害があるため、家に閉じこもりがちな方
- (3) 子育てに不安をもち、ひとりで悩んでいる方
- (4) その他、仲間づくりの機会が必要と思われる方

(事業の内容)

第4条 地域の集会所や公民館等を利用し、定期的に地域住民が気軽に集まり交流する場として、前条に掲げた対象者とボランティアが協働で企画・運営をし、その地域の特性に合わせた方法で自主的に実施するものとする。

2 前項において、高砂市が実施するいきいき百歳体操事業は助成事業の対象外とする。

(助成の要件等及び助成額)

第5条 社会福祉法人高砂市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、助成を希望する部会に対して、次に掲げる要件を満たした場合に年間3万円の助成金を交付する。

- (1) ふれあいいきいきサロン事業を年3回以上実施すること
- (2) 原則として、1回あたりの対象者の参加者が概ね10人以上であること
- (3) ふれあいいきいきサロンの開催経費が年間3万円以上であること

2 助成を希望する部会に対して、前年度実績に基づき、次に掲げる要件を満たした場合に年間4万5千円の助成金を交付する。

- (1) ふれあいいきいきサロン事業を年6回以上実施していること
- (2) 原則として、1回あたりの対象者の参加者が概ね10人以上であること
- (3) ふれあいいきいきサロンの開催経費が年間4万5千円以上であること

3 助成を希望する部会に対して、前年度実績に基づき、次に掲げる要件を満たした場合に年間5万5千円の助成金を交付する。

- (1) ふれあいいきいきサロン事業を年8回以上実施していること
- (2) 原則として、1回あたりの対象者の参加者が概ね10人以上であること
- (3) ふれあいいきいきサロンの開催経費が年間5万5千円以上であること

4 助成を希望する部会に対して、前年度実績に基づき、次に掲げる要件を満たした場合に年間6万5千円の助成金を交付する。

- (1) ふれあいいきいきサロン事業を年10回以上実施していること
- (2) 原則として、1回あたりの対象者の参加者が概ね10人以上であること

(3) ふれあいいきいきサロンの開催経費が年間6万5千円以上であること

5 第1項から第4項に規定する対象者の参加数がおおむね30人を超えるような場合は、部会を分割しブロックに分けてこの事業を実施し、ブロックごとに助成金を申請できるものとする。

6 協議会は、第1項から第4項に規定する助成金について、部会長の申し出によって、口座振替の方法により支払うことができるものとする。

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする部会は、別紙「ふれあいいきいきサロン推進事業助成申請書」(様式第1号)及び「小地域福祉部会 年間計画書」(様式第2号)、「小地域福祉部会 収支予算書」(様式第3号)を協議会に提出するものとする。

(助成金交付決定)

第7条 前条による申請があった部会に対し、協議会理事長(以下「理事長」という。)は、交付の可否を審査決定のうえ、別紙「ふれあいいきいきサロン推進事業助成決定書」(様式第4号)により部会長に通知するものとする。

(事業報告書の提出)

第8条 助成金交付決定の通知を受けた部会は、1事業終了ごとに別紙「小地域福祉部会 行事(会議)報告書」(様式第5号)、年度終了時に「小地域福祉部会 年間報告書」(様式第6号)、「小地域福祉部会 収支決算書」(様式第7号)を協議会に提出するものとする。

(事業実施上の留意事項)

第9条 この事業を実施する部会は、次に掲げる事項に留意したうえで実施するものとする。

(1) 活動に伴う事故に備えて、兵庫県ボランティア活動等行事用保険等に加入すること

(2) 活動上で知り得た個人情報には他に漏らさないこと

(3) 活動内容によっては参加者から一定の参加費を徴収し、継続性のある事業として実施すること

(4) 第5条にある要件を満たすことができない事由が発生した場合は、速やかに報告し、状況によっては協議会に助成金を返金すること

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

なお、施行後当面の間、従前の様式は使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

なお、施行後当面の間、従前の様式は使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。